

2021年8月16日

各 位

会 社 名 株式会社新東京グループ
(コード番号 6066 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 吉野勝秀
問合せ先 取締役管理部長 小野澤歩
T E L 047-383-7001
U R L www.mr-shintokyo.co.jp

TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年8月31日に開催する定時株主総会に「上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、株主総会の特別決議を経た上で、TOKYO PRO Marketに上場している当社普通株式に関する上場廃止を申請することになります。

記

1. 上場廃止申請を行う理由および目的

当社は、経営の効率化と事業領域の拡大、そしてM&Aによる成長の促進を目的として2012年9月にTOKYO PRO Marketに上場いたしました。その後、新たな事業子会社の設立や事業会社の買収などを進め、当社グループの経営規模を着実に拡大し、企業価値を増大してまいりました。

一方で、上場を維持するための体制は、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の面において、年々強化が求められており、これらに対応するための体制やコスト負担は年々大きくなってきております。当社グループにおいても、2020年4月27日開示資料「四半期開示の中止に関するお知らせ」のとおり、管理部門における負担及びコストの軽減を目的として、従来行っていた四半期開示を中止し、中間及び通期の決算情報の開示に変更を行いました。

これら上場維持のコスト負担を踏まえると、TOKYO PRO Marketに上場し現在に至ることで、当社グループの社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等も事業活動を通じて獲得される部分が大きくなり、上場を維持する必要性は相対的に減少していると判断し、これを決議し東京証券取引所へ上場廃止申請を行う事といたしました。

2. 定時株主総会の開催および今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、定時株主総会にて上場廃止申請の件を付議する予定です。

- | | |
|------------------|---------------|
| (1)招集通知発送予定日 | 2021年8月16日(月) |
| (2)定時株主総会開催予定日 | 2021年8月31日(火) |
| (3)上場廃止申請書の提出予定日 | 2021年8月31日(火) |
| (4)整理銘柄指定予定日 | 2021年8月31日(火) |
| (5)最終売買予定日 | 2021年9月29日(水) |
| (6)上場廃止予定日 | 2021年9月30日(木) |

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20営業日後に上場廃止となる予定です。(「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第2項および「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条)

3. 担当J-Adviserについて

上記日程により、当社がTOKYO PRO Market上場廃止の手続きを進めることに関し、担当J-Adviserであるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの間は担当J-Adviserとしての業務を継続する予定であるとの説明を受けております。

以上